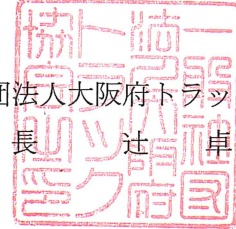




大ト協第143号  
平成30年7月13日

大阪府警察本部 交通部  
交通規制課長 平木 拓二 様

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史



## 貨物集配中の車両に係る駐車対策に関する要望書

謹啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は、当業界の業務に対して格別のご指導、ご鞭撻を賜り誠に有難うございます。厚く御礼申し上げます。

さて、私どもトラック運送事業者は、府民生活、産業活動を支える公共的物流サービスの担い手として、その重要な使命を果たすべく日夜懸命に努力しております。

一方、昨今の多様化する輸送ニーズの中で、機動性のある集荷・配達とドアツードアの利便性が求められる中、府民生活に直結する物流の起点及び終点となる「貨物の集荷・配達業務・引越業務」を行う上で駐車行為は不可欠であります。

しかしながら、都市内では荷捌きスペースを持たない荷主等への集配業務や駐車スペースの確保そのものが困難な場所も多く、当該場所探しのために運転者へ与える心理的な悪影響と相まって、輸送効率の悪化が運転者の長時間労働が増加し、労働環境を悪化させる大きな要因となり、業界の労働力不足が一層深刻化しております。

こうした中、今般、警察庁交通局長から各都道府県警察の長等に対し「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しの推進について」（平成30年2月20日付、警察庁丙規発第3号）通達が発出され、本通達の記中、第2に示された貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しの実施要領において貨物の集配等を行う貨物自動車運送事業者団体等からの要望が実際に提出されている場所から検討を進めることが明記されました。

つきましては、都市内物流の円滑化及び安定化を確保しつつ、安全輸送に努める必要がありますので、下記の点につきまして、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

## 記

1. 貨物の集配に相当な時間を要する集合住宅、中高層オフィスビル等の建物の付近や中低層の小規模ビル等が密集する市街地等の貨物集配中の車両の駐車場所が存在しないところに全て駐車スペースを設置していただきたい。
2. すでに貨物集配中の車両「貨物専用駐車枠」が設置されている時間制限駐車区間における「貨物専用駐車枠」を更に増設いただくとともに、「貨物優先駐車枠」を「貨物専用駐車枠」へ変更していただきたい。  
また、当該専用枠においては、一般車両が駐車しないような措置を講じていただきたい。
3. 引越運送車両についても、上記同様に駐車場所が確保できるよう駐車スペースを設置いただきたい。
4. 貨物集配車両に係る通行規制の見直し、及び駐車規制を緩和していただきたい。

以上